別表六(六)の表を次のように改める。

別表六（六）　試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

試験研究費の総額に係る税額控除

試験研究費の額	1		円
平均売上金額（別表六(九)「5」）	2		
試験研究費割合 (1)/(2)	3		
試験研究費の総額に係る税額控除 (3)≧10％の場合	4	0.1	
試験研究費の総額に係る税額控除 (3)＜10％の場合 (3)×0.2＋8/100（小数点以下3位未満切捨て）	5		
税額控除限度額 ((1)×(4))又は((1)×(5))	6		円
当期の所得に対する法人税の額（別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」）	7		
当期税額基準額 (7)×20又は30/100	8		
当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9		
法人税額超過構成額（別表六(二十四)「8の②」）	10		
当期税額控除額 (9)－(10)	11		

特別試験研究費に係る税額控除

特別試験研究費の額（26の計）	12		
特別試験研究費に係る税額控除割合 12/100 －((4)又は(5))	13		
特別研究税額控除限度額 (12)×(13)	14		円
当期税額基準額残額 (8)－(9)	15		
当期税額控除可能額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16		
法人税額超過構成額（別表六(二十四)「9の②」）	17		
当期税額控除額 (16)－(17)	18		

前期繰越分

差引当期税額基準額残額 (8)－(9)－(16)	19		円
繰越税額控除限度超過額（30の計(総額＋特別)）	20		
同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額) ((27の①)≦(29の②))の場合は0)	21		
法人税額超過構成額（別表六(二十四)「6の②」＋「7の②」）	22		
当期繰越税額控除額 (21)－(22)	23		
法人税額の特別控除額 (11)＋(18)＋(23)	24		

特別試験研究費の額の明細

特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
25	26
	円
計	

繰越税額控除の計算に関する明細

前期超過要件に係る試験研究費の額の計算

		当該事業年度 ①	前事業年度又は前連結事業年度 ②
試験研究費の額	27	円	円
当該事業年度の月数 / 前事業年度又は前連結事業年度の月数	28		
改定試験研究費の額 (27)×(28)	29		円

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額 30	当期控除可能額 31	翌期繰越額 (30)－(31) 32
平・・ 平・・	総額	円	円	
	特別			
平・・ 平・・	総額			外　円
	特別			外
計	総額			
	特別			
当期分	総額	(6)	(9)	外
	特別	(14)	(16)	外
合計	総額			
	特別			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）